

つないで、ひろがる。



みやぎ中小企業チャレンジ 応援基金事業 <<事業説明>>

令和7年度 第3回募集期間

【技術志向型】

令和7年10月10日(金) ~ 11月17日(月) ※必着

(注) 「一般型」の今年度の募集は終了いたしました。

産業育成支援部 事業支援課



公益財団法人

みやぎ産業振興機構

Miyagi Organization For Industry Promotion

目 次

1. みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業(概要)
2. 助成対象事業及び助成内容
3. 助成対象経費
4. 助成対象経費の注意事項
5. 応募のケース
6. 助成金交付までの流れ【技術志向型】
7. 応募方法
8. 事業計画の評価基準
9. 申請書作成のポイント
10. お知らせ
11. 問合せ及び応募先

1. みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業(概要)

地域資源等の活用により新商品等の開発を行う方を支援するため、当該開発に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費を助成します。

なお、事業承継を伴う開発を行う方を優遇します。

「みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業」採択状況

- ◆事業期間：平成30年度～令和6年度
- ◆採択件数：129件
- ◆主な業種：製造業、卸売業、水産加工業、農業

今年度より直近3年度(R4～R6)で本事業に採択されている事業者は申請できません

1. みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業(概要)

一般型 ※今年度の募集は終了	地域資源(農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等)や優れたビジネスアイデア等を活用した新商品・新サービスの開発を行い、完了後3年以内に事業化(販売、サービス開始等)を計画している事業	—
技術志向型		<u>高付加価値製品の開発に向けた産学連携による高度な技術を活用した基礎研究等</u> 、技術志向型の中小企業が取り組む一定の期間を要する事業計画。

2. 助成対象事業及び助成内容

【技術志向型】

助 成 対 象 業	※前スライド参照
助 成 対 象 者	(1) 県内において助成金の募集開始日以降 6 ヶ月以内に創業を行う者 (2) 県内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ (3) 県内に主たる事業所等を有する N P O 法人等
助 成 期 間	助成金交付決定の日から 12 ヶ月以内
助 成 金 額	1 件当たり上限「300 万円」以内 ※消費税は含みません
助 成 率	助成対象経費の 1 / 2 以内

3. 助成対象経費

経費区分	内 容
謝 金	●委員謝金 ●専門家謝金 ●講師謝金
旅 費	●委員旅費 ●専門家旅費 ●講師旅費
研 究 開発費	●原材料費（研究開発等に係る原材料及び副資材の購入に係る経費） ●機械装置又は工具器具費 （購入(50万円未満のものに限る）、製造、改良、据付け、借用、 保守又は修繕に要する経費） ●外注加工費 ●試作費 ●実験費 ●システム開発費 ●知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用 （特許等登録、審判費用、登録印紙代等を除く）
委託費	●ホームページ作成費 ●デザイン料 ●通訳・翻訳料 ●事業可能性調査費（市場調査、ニーズ調査費等）
事務費	●会議費 ●会場借料 ●展示会等への出展料（基本小間料に限る） ●印刷製本費 ●資料購入費 ●通信運搬費 ●消耗品費 ●借料・損料 ●研修費（受講料、原稿料等）

4. 助成対象経費の注意事項

- 助成対象は、**交付決定後に発生した経費のみ**です
- (1) **助成事業により開発した製品とサービスの事業化**（製品の販売、サービスの開始、クラウドファンディング等）は、**本助成金の確定日**（研究開発が完了し、清算手続きが完了）**以降**となります
- (2) **研究開発費**は、研究開発等に必要な経費が対象となり、量産に係る経費は対象外です。なお、研究開発費が全く計上されていない場合は、申請自体が対象外となります
- (3) **委託費**は、助成対象経費総額の50%未満までが助成対象となります
- (4) 子会社・関連会社のように、同一事業体とみなされる企業等に対する物品購入や発注費用は原則助成対象外となります
- (5) **特注品の外注、システムやソフトウェアの開発**に関しては、仕様書が必要です
（応募時点では、要件定義書、見積依頼書、提案依頼書で可）
- (6) **消費税**は助成対象になりません

4. 助成対象経費の注意事項

(7) **50万円以上のもの**は、リースやレンタル等の合理的方法が原則となります。

20万円以上のものは、2社以上の相見積が原則となります。

なお、リース・レンタルができない理由がある場合、相見積書を取得できない理由がある場合は、選定理由書による具体的な説明が必要となります。

(8) 下記の経費は助成対象外となります

- ・ 申請者の役員および従業員の人件費や交通費
- ・ 汎用性のあるもの、他の用途や量産に転用できるもの
例) パソコン、タブレット、プリンター、文房具等

※ 機械装置,工具器具,材料は、事業計画実施に必要不可欠なものに限ります

(9) 同じ事業内容や経費に、本助成金以外の助成金/補助金を重複して利用することはできません

5. 応募ケース

◆応募ができるケース

研究開発費

- ・開発試作用の材料費
- ・開発試作用の機械設備
- ・開発試作用の外注加工費等

販路開拓費

- ・展示会出展費
- ・ホームページ作成費等

+

= 600万円
(事業予定額)

研究開発費

- ・開発試作用の材料費
- ・開発試作用の機械設備
- ・開発試作用の外注加工費等

= 600万円
(事業予定額)

◆この場合の助成金の
上限額は以下のとおりです。
「技術志向型」 300万円

5. 応募ケース

◆応募ができないケース



販路開拓費

- ・ 展示会出展費用
- ・ ホームページ作成費用



機械設備費

- ・ 大型設備の購入費
(50万円以上)

※**研究開発費以外の経費のみでの応募（研究開発費が計上されていない）は不可**



研究開発費 300万円

- ・ 開発試作用の材料費
- ・ 開発試作用の機械設備
- ・ 開発試作用の外注加工費等

+

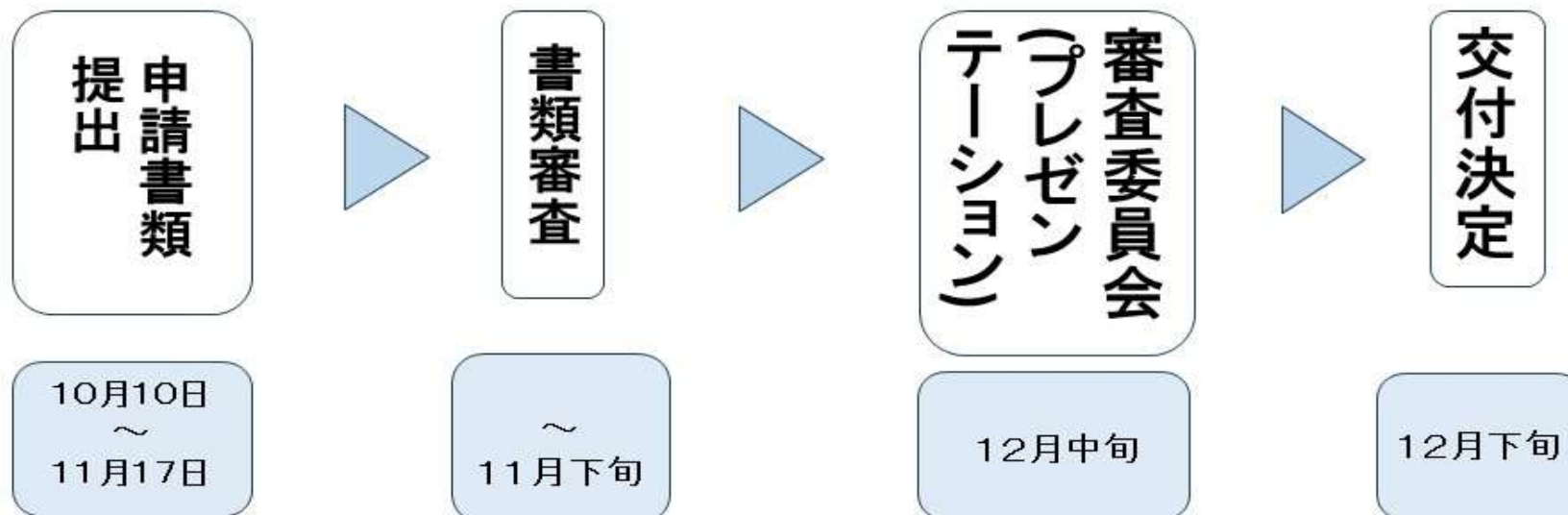
委託費 300万円

- ・ ホームページ作成費用
- ・ 市場調査費用

= 600万円

※**委託費が助成対象経費総額の50%以上を占める場合の応募は見直し要**

6.助成金交付までの流れ【技術志向型】



7.応募方法

➤ 募集期間内に、下記（１）及び（２）の **原本（紙）と電子データの両方**を機構へ提出してください

（１）みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業助成金交付申請書
（別紙含む）※ExcelとWordで作成,印刷

（２）添付書類（交付申請書へ以下の関係書類を添付してください）

①積算根拠資料（**参考見積書,カタログ,パソコン画面のコピー等**）

※システムやソフトウェアの開発費では、要件定義書もしくは仕様書を添付（未完成の場合は、見積依頼書か提案依頼書で可）

②最近３年間の財務諸表（個人の場合は青色申告書の写し）

③法人の場合は定款および登記簿謄本、個人の場合は住民票抄本

④納税証明書（すべての県税（宮城県税））

⑤助成対象事業の説明資料

※**プレゼンテーション資料の最終版**については後日提出可

⑥会社案内等のパンフレット

⑦その他機構理事長が必要と認める資料

※提出書類のほかに必要な書類がある場合は機構より連絡します

8. 事業計画の評価基準

※ 以下のポイントを重点に評価を行います。

(1) 事業の内容

事業の新規性や実現可能性

(2) 事業の市場性

市場の規模や成長性

(3) 地域活性化への波及効果

地域への貢献度

(4) 事業の実施体制

事業実施のための内部・外部の体制

(5) 資金計画・財務状況

事業実施に向けた財務状況や妥当性、自己財源調達の現実性

9. 申請書作成のポイント

- (1) 会社の強みを整理
- (2) 会社の将来像を整理
- (3) 本事業の期間内にできる事業を考え、事業計画を立案
- (4) 事業実施のスケジュールや必要な体制、経費を整理
- (5) 事業計画書を社内で見直し、具体的に申請書に落とし込む

事業計画書を何度も練り直してください。

10. お知らせ～申請書はダウンロード～



公益財団法人
みやぎ産業振興機構
Miyagi Organization For Industry Promotion

プライバシーポリシー / メルマガ登録

サイト内検索 検索

ホーム | 支援メニュー | 機構案内 | アクセス | お問い合わせ

ホーム > みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業

目的別から探す

資金の調達や相談をしたい

経営を見直したい

販路開拓をしたい

人材育成をしたい

現場改善をしたい

新商品の開発をしたい

ビジネスパートナーを探したい

みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業

1. 目的

当機構では、宮城県及び株式会社七十七銀行と連携し、地域資源等の活用により新商品等の開発を行う方を支援するため、当該開発に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の一部を助成します。事業承継を伴い開発を行う方は優先して助成します。

2. 助成対象事業及び助成内容

助成対象事業	地域資源（農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等）や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品や新サービスの開発を行う事業
助成対象者	(1)宮城県内において助成金の募集開始日以降6ヶ月以内に創業を行う者 (2)宮城県内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ (3)宮城県内に主たる事業所等を有するNPO法人等
助成金額	1件当たり上限「200万円」以内 ※消費税は含みません
助成率	助成対象経費の1/2以内

<https://www.joho-miyagi.or.jp/ouen/>

お問い合わせ・ご相談はお早目に事務局へ！

11. 問合せ及び応募先

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1丁目14番2号
商工振興センター3階

TEL:022-225-6697

Mail: soudan@joho-miyagi.or.jp

URL: <https://www.joho-miyagi.or.jp>

申請にあたって事前相談に対応いたします。